

## 函館市特定給食施設等指導要領

### 1 目的

この要領は、特定給食施設等を的確に把握するとともに、施設管理者および給食関係者等に対し、適切な指導を行うことにより、喫食者の栄養改善に努め、もって市民の健康の保持、増進を図ることを目的とする。

### 2 指導対象

指導対象の施設および者は、次のとおりとする。

#### (1) 指導対象施設

指導対象の施設は、健康増進法施行規則第5条に規定する特定給食施設のほか、継続的に1回50食以上または1日100食以上の食事を供給する施設（以下「その他の給食施設」という。）とする。

#### (2) 指導対象者

指導対象の者は、特定給食施設またはその他の給食施設（以下「特定給食施設等」という。）の設置者、施設管理者ならびに給食管理者、管理栄養士、栄養士および調理師等の給食関係者とする。

### 3 指導対象施設の把握

指導対象施設に対する指導を効率的に行うため、次により施設の把握に努めるものとする。

(1) 特定給食施設 函館市健康増進法施行細則第3条に基づく届出を施設管理者等に適切に行わせるものとする。

(2) その他の給食施設 特定給食施設の届出に準じた届出を施設管理者等に適切に行わせるものとする。

### 4 指導内容

指導は、健康増進法および「特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について」（令和2年3月31日付け健健発0331第2号厚生労働省健康局健康課長通知）に基づき行うものとする。

### 5 報告

市長は、前項の指導を行う際または必要に応じ、施設管理者に別に

定める報告書により報告を求めることができる。

附 則

この要領は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。